

伊勢原市農地災害復旧工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食料供給のための生産基盤としての農地の公益性とその担い手である農業者の経営環境維持の必要性とを考慮し、大規模な自然災害によって被災した農地の復旧を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 災害 法第2条第5項に規定する災害をいう。ただし、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年9月10日付40農地D第1130号）第3の各号の一に該当するものは含まない。

(補助対象復旧工事)

第3条 補助対象とする復旧工事は、災害により農地の崩落等の甚大な被害が生じた市内の農地及び農地法面（以下「被災農地等」という。）に対して、被災農地等の原型復旧を基本に実施するものであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、耕作を放棄した土地その他営農を行わない農地に対する復旧工事は、対象外とする。

- (1) 市長が、補助が必要と認める復旧工事であること。
- (2) 復旧工事に要する費用が13万円以上であること。
- (3) 同一事業において他の補助金を受けていないこと。

2 緊急性等を考慮し、既に実施された復旧工事について、市長が必要と認める場合は、復旧工事の着手後又は完成後であっても補助の対象とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、復旧工事を行う被災農地等の土地所有者（被災箇所が法面のときは、その上段の農地の所有者とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その下段の農地の所有者とすることができる。）であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 復旧工事後も被災農地において営農を継続すること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、復旧工事に要する事業費に3分の1を乗じて得た額と13万3千円とを比較していずれか低い額とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、伊勢原市農地災害復旧工事補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、既に復旧工事が完了しているときは、第1号及び第2号の書類の添付を省略をすることができる。

- (1) 復旧工事計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 復旧工事の見積書
 - (4) 被災状況の写真
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等をした上で、補助金を交付すべきものと決定したときは伊勢原市農地災害復旧工事補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付と決定したときは伊勢原市農地災害復旧工事補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（着工届）

第8条 補助対象者は、復旧工事に着工したときは、速やかにその旨を伊勢原市農地災害復旧工事補助金着工届（第4号様式。以下「着工届」という。）により、市長に届け出るものとする。ただし、第3条第2項の規定により補助の対象となった復旧工事である場合は、この限りでない。

2 前項の着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出をもって代えることができる。

（申請の取下げ）

第9条 規則第9条第1項の規定における申請の取下げができる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日以内とする。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、復旧工事が完了したときは、補助対象事業の完了の日から30日以内（第6条の交付申請時点において、既に復旧工事が完了している場合は、交付決定の日から30日以内）に伊勢原市農地災害復旧工事補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 工事完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書が提出され、規則第15条の規定により補助金の確定を行った結果、第7条の交付決定の額と確定額が相違する場合は、伊勢原市農地災害復旧工事補助金確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、補助対象事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、伊勢原市農地災害復旧工事補助金交付請求書(第7号様式)に伊勢原市農地災害復旧工事補助金交付請求書交付決定通知書の写しを添えて、市長へ提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする申請者は、伊勢原市農地災害復旧工事補助金交付請求書概算払請求書(第8号様式)をあわせて提出するものとする。

(補助金交付決定の取消し又は補助金の返還)

第13条 補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 市長が、復旧工事、補助金の交付申請その他この要綱の事業の実施において不適当と認められる事実を確認したとき。

(2) 補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和7年6月26日告示第145号)

この告示は、令和7年6月27日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年度伊勢原市農地災害復旧工事補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

年 月 日発生 の により被災した農地の災害復旧工事を
実施したいので、伊勢原市農地災害復旧工事補助金交付要綱第6条の規定により、関
係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付申請に当たり、対象とする被災農地等での営農を継続すること
を確約するとともに、市税の滞納状況について市が確認することに同意します。

また、復旧箇所の安全性と土地の境界については、被災農地等の所有者の責任にお
いてこれを管理及び確認します。

1 被災農地等 の所在地	伊勢原市
2 申請者の別	土地所有者 ・ 貸借者 ・ その他（ ）
3 被害状況	
4 工事費用	円

【添付書類】

- (1) 復旧工事計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 復旧工事の見積書
- (4) 被災状況の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類
- (6) 復旧工事の着手後又は完成後の申請となった理由書（該当の場合のみ）

※復旧工事が完了しているときは、(1)及び(2)添付は不要とする。

第2号様式（第7条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

様

伊勢原市長



年度伊勢原市農地災害復旧工事補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました伊勢原市農地災害復旧工事補助金
については、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 被災農地等の所在地
- 3 交付条件
 - (1) 交付申請書の内容に基づいて実施すること。
 - (2) 事業の実施に当たっては、伊勢原市農地災害復旧工事補助金交付要綱その他法令の規定を遵守すること。
 - (3) 復旧工事の工法は、その別を問わない。ただし、土地の境界と復旧後の安全性については、その被災農地等の、当該地の所有者の責任においてこれを確認し、及び管理すること。

注：3の交付条件については、(1)～(3)のほか必要なものがあれば追加する。

(事務担当は、)

第3号様式（第7条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

様

伊勢原市長



年度伊勢原市農地災害復旧工事補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市農地災害復旧工事補助金については、次のとおり不交付とすることに決定しましたので通知します。

- 1 被災農地等の所在地
- 2 不交付とした理由

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（事務担当は、 ）

第4号様式（第8条関係）

年度伊勢原市農地災害復旧工事補助金着工届

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市農地災害復旧工事補助金交付申請書に基づく事業について、次のとおり着工（契約）しましたので届け出ます。

1 被災農地等の所在地	伊勢原市
2 事業費	円
3 着工（契約）年月日	年 月 日
4 完了予定年月	年 月 日

第5号様式（第10条関係）

年度伊勢原市農地災害復旧工事補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで伊勢原市指令（ ）第 号をもって交付決定のあった事業について、次のとおり実施したので、伊勢原市農地災害復旧工事補助金交付要綱第10条の規定に基づき、その実績を報告します。

- 1 実績報告額
- 2 被災農地等の所在地
- 3 添付書類
 - (1) 領収書の写し
 - (2) 工事完了後の写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第12条関係）

年度伊勢原市農地災害復旧工事補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

印

交付決定のありました 年度伊勢原市農地災害復旧工事補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

交付決定額	既交付額	今回請求額	未交付額	備考
円	円	円	円	

※ 添付書類

伊勢原市農地災害復旧工事補助金交付決定通知書の写し

振 込 先	金融機関名	銀 行 金 庫 農 協	支店（所）
	口座番号	普 通 No. 当 座	
	フリガナ 名義人		

※ 通帳に記載されているフリガナ、口座名義人を確認し、括弧、法人略記まで正確に記載してください。口座名義人と表記が異なると振り込まれない場合があります。

（注）法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

第8号様式（第12条関係）

年度伊勢原市農地災害復旧工事補助金概算払請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

⑩

年 月 日付け伊勢原市指令（ ）第 号をもって交付決定のあった復旧
工事について、次により、交付金 円を概算払により交付されたく請求します。

被災農地 等の所在地	補助金	既受領額		今回請求額		残 額		工事完了予 定年月日	備考
		金 額	出来高	金 額	出来高	金 額	出来高		
	円	円	%	円	%	円	%		